

条例の点検・見直しシート

		作成年月日	平成24年6月15日	
条例の題名		三重県営松阪野球場条例	公布日	昭和50年10月3日
条例番号		昭和50年三重県条例第30号	直近改正日	平成24年3月27日
所管部局課		地域連携部スポーツ推進局スポーツ推進課	電話番号	059-224-2985
条例の概要		県民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図るため野球場を設置する。		条例の 類型 財産管理型
視点	項目	回答	検討内容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	県民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図るために必要な施設である。地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、三重県営松阪野球場の設置及び管理に關し必要な事項を定めるものであり、現在でも妥当性を有している。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	県民の心身の健全な発達及び体育の普及振興を図るとし設置目的は、県民の健康の増進につながるものであるから、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	施設利用状況(H23:25,511人、H22:32,955人、H21:28,909人)	
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない(規則、要綱等で規定する余地はない。)	はい	公の施設の設置及び管理に關する事項は、地方自治法第244条の2第1項の規定により、条例で定めることが必要である。	
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	地方自治法第244条の2第1項の規定により、公の施設の設置及び管理に關する事項について定めるものであり、法令に抵触しない。	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない(近年の判例動向に適合している。)	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	地方自治法第244条の2第1項の規定により、公の施設の設置及び管理に關する事項について定めており、目的と手段は整合している。	
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	はい	施策242競技スポーツの推進(スポーツ施設の充実)を図ることとしており、目的は整合している。	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき、必要な事項を条例で定めているものであり、一部であっても規定を廃止した場合、県の行政運営に支障が生じると考えらる。	
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい		
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい		
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい		
その他	条例の内容において、県民(団体)、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	指定管理者制度を導入している。	
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理由	特記事項	見直しに関する規定の有無	有効期限に関する規定の有無
			無	無
	改正・廃止の必要はない	現在の規定は、要件のいずれも満たし、改正の必要はないと考える。(現在の条例の規定に運用上の課題はありません。)		